

「県民の警察官」表彰候補者の推せん基準について

昭和46年12月9日発秘第315号
発務第1123号
石川県警察本部長より各部・課・官・隊・
校・署長あて

本年1月発足した石川県警察官友の会では、その事業の一つとして、勤務成績が優秀で、かつ県民に献身的な奉仕をして賞賛を受けた警察官または重大事件の犯人検挙など警察活動に多大の功労があった警察官を「県民の警察官」として表彰することになり、今後継続して行われるので、この制度を所属職員に周知せしめるとともに、来年度より次の推せん基準により候補者を上申されたい。

「県民の警察官」表彰候補者の推せん基準

1 選考基準

警察官として人格、識見ともに優れ勤務成績が優秀であって、次の各号に該当する功績があり、真に「県民の警察官」として表彰を受けるにふさわしい者。

ただし、かつて「県民の警察官」として表彰を受けた者を除く。

- (1) 県民に献身的な奉仕をしたことにより、感謝と賞讃を受けたもの。
- (2) 勇敢な行動もしくは機敏な措置によって人命を救助したもの。
- (3) 重大な事件の犯人検挙、または犯人検挙にけん著な功績があったもの。
- (4) 天災地変、その他の変事における警戒防護、または救護活動にあたって、けん著な功績があったもの。
- (5) 長期間、献身的に交通指導取締り、または防犯活動に従事し、交通事故防止、地域防犯活動に多大の貢献をしたもの。

2 上申手続き

所属長は前年10月1日から10月末までのあいだにおける上記選考基準該当者1名を選んで別添様式により11月10日までに本部長に上申すること。

本部長は、被上申者の中から3名を選び友の会会長に推せんする。

3 表彰人員

原則として1名で、本部長の推せんに基づき友の会で決定する。

4 表彰の時期および方法

12月上旬、友の会事務局のある金沢商工会議所において表彰式が行われ、同会会長から表彰状および副賞が授与される。

5 その他

本表彰は前年11月から、その年の10月末までの1年間において具体的な功労のあった者を対象とするので、特に階級、年齢、勤務年数等に制限を設け

ないが、この表彰の趣旨、性格上なるべく、直接県民と接触する巡査部長以下の第一線警察官の中から選び、功績が同等のものについては年長者を優先すること。

別添様式

県民の警察官表彰上申書

所 属	
係 別 階級・氏名	
生年月日	年 月 日 満年齢 歳
拝命年月日	年 月 日 勤続年数 年 月
拝命後の 受賞状況	本部長 回、部長 回、署長 回 その他（部外の表彰を含む） 回
拝命後の 経 歴	外勤 年 月 警備 年 月 捜査 年 月 交通 年 月 防犯 年 月 その他 年 月 鑑識 年 月 計 年 月
上司および 同僚の信望	
素行ならび に家庭の 状 況	

<p>功 勞 の 概 要</p>	
<p>部 内 外 に 与 え た 影 響</p>	
<p>そ の 他 参 考 事 項</p>	